

おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、おきなわ工芸の杜^{もり}の設置及び管理に関する条例（令和3年沖縄県条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第5条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- (5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(貸し工房の利用基準)

第3条 条例第10条第2項の規則で定める基準（貸し工房に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第10条第2項の申請を行う者が、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 工芸品の製造について一定以上の技術を有し、及び起業を志望する者
 - イ 工芸品の生産に係る事業を行う者であつて、条例第4条第1号の事業による支援が必要であると認められる者
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、工芸産業を担う者の支援をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う者
- (2) 工芸品についての情報の発信、工芸品の使い手との交流その他工芸の杜を活用した取組を行うものであること。

(体験工房の利用基準)

第4条 条例第10条第2項の規則で定める基準（体験工房に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工芸品の製作を体験する機会を提供するものであること。
- (2) 条例第10条第2項の申請を行う者が、前号の工芸品の製造について一定以上の技術を有する者であること。

(利用者の負担する費用)

第5条 条例第15条第6項の規定により知事の指定する利用者が負担する費用は、貸し工房及び体験工房において利用する次に掲げる費用とする。ただし、第1号の費用にあつては、知事が利用者に負担させることが不相当であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 破損ガラスの取替え、電球の取替え等の軽微な修繕及び給水栓その他附帯施設の構造上重要な部分に要する費用
- (2) ガス、電気、水道、下水道及び電話の利用に要する費用
- (3) 警備に要する費用
- (4) 廃棄物及び廃液の保管並びに処理その他環境衛生の保持に要する経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰すべき事由により生じた修繕に要する費用

2 前項の費用の算定は、計量器によるものとする。ただし、これにより難しいときは、知事が適当と認める算定方法によるものとする。

(身分を示す証明書)

第6条 条例第20条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第2号様式）によるものとする。

(事業報告書)

第7条 条例第23条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 工芸の杜の管理運営に関する業務（次号において「業務」という。）の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 工芸の杜の利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
（附属設備等の利用料金の基準額）

第8条 条例別表の2の表及び3の表に規定する知事が定める額は、別表のとおりとする。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、工芸の杜の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為として行う申請に必要な申請書等）
- 2 条例附則第2項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定に必要な申請書及び書類については、第2条の規定の例による。

別表（第8条関係）

1 附属設備利用料金

種別	品名	単位	基準額
舞台設備	演台	1台	320円
	プロジェクター	一式	550円
	スクリーン	1台	110円
	ホワイトボード	1台	70円
音響設備	ワイヤレスマイク	1本	320円
	ワイヤレスピンマイク	1本	320円

備考 附属設備利用料金の基準額は、1回ごとの額とする。ただし、長時間連続して利用する場合は、4時間ごとに1回の使用とみなす。

2 機械器具利用料金

区分	品名	単位	基準額
織物	織機（大）	一式1時間につき	30円
	織機（中）	一式1時間につき	30円
	織機（小）	一式1時間につき	30円
	電動たて糸巻取り機	一式1時間につき	60円
	手動たて糸巻取り機	一式1時間につき	50円
	合 ^{おん} 撚機	一式1時間につき	60円
	鋳物ガスコンロ	一式1時間につき	120円
	糸乾燥機	一式1時間につき	290円
	繰り返し機	一式1時間につき	120円

	かせ揚げ機	一式1時間につき	160円
	遠心分離脱水機	一式1時間につき	60円
染物	粉碎機	一式1時間につき	70円
織物・染物	蒸し器	一式1時間につき	550円
	自動染色機	一式1時間につき	920円
漆芸	<small>つい</small> 推錦餅ローラー	一式1時間につき	50円
	漆乾燥機	一式1時間につき	90円
	木工ろくろ	一式1時間につき	260円
	振とう機	一式1時間につき	40円
	<small>らいがい</small> 播漬機	一式1時間につき	60円
	粉碎機	一式1時間につき	80円
	研磨台	一式1時間につき	110円
木工・さんしん	丸のこ昇降盤	一式1時間につき	300円
	かんな盤	一式1時間につき	370円
	小型かんな盤	一式1時間につき	280円
	糸のこ盤	一式1時間につき	30円
	帯のこ盤	一式1時間につき	320円
	研磨機	一式1時間につき	160円
	角のみ盤	一式1時間につき	60円
	木材乾燥庫	一式1時間につき	590円
	コンプレッサー	一式1時間につき	90円
	旋盤	一式1時間につき	290円
	フラッシュプレス	一式1時間につき	140円
金細工	鋳造機	一式1時間につき	140円
	帯のこ盤	一式1時間につき	90円
	研磨機	一式1時間につき	200円
	プレス機	一式1時間につき	100円
工芸縫製	バンドマシン	一式1時間につき	370円
	革加工機	一式1時間につき	210円
	腕ミシン及び平ミシン	一式1時間につき	100円
	上下送りミシン	一式1時間につき	60円
	ボストンミシン	一式1時間につき	60円
	工業用アイロン	一式1時間につき	50円

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 所在地
団体の名称
代表者の氏名

指定管理者指定申請書

おきなわ工芸の杜の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例第5条の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- 4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- 6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

（表）

身 分 証 明 書	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div> <p style="text-align: center;">契 - 印</p>	指定管理者名 氏名 生年月日 年 月 日生
<p>上記の者は、おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例第20条第1項の規定による立入り等に従事する者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">沖縄県知事 印</p>	

（裏）

<p>おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例（抜粋）</p> <p>（立入り等）</p> <p>第20条 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、施設の管理業務に従事する者に、第10条第1項の規定により利用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定により立ち入り、質問又は指示をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立ち入り、質問又は指示をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
--